

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 号  
2 0 1 3 年 7 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 基本的な労使関係等に関する申し入れ

7月7日、新幹線関西地方本部は第19回定期大会を開催した。

大会において、会社の姿勢に対して多くの不満・疑問の声が出された。

労働組合としてこの間、問題解決に向け真摯に会社と協議してきたが、未だに解決しなければならない問題が山積していると認識する。しかし、貴関西支社の姿勢は全く不十分であり、信頼関係を構築できていないという残念な事態である。

毎年、言い続けていることであるが、これまでの会社姿勢を改め、対等で健全な労使関係を構築し、職場に山積している問題の解決に向け、労働組合の指摘や申し入れを真摯に受け止め改善することを強く求める。

よって下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 不当な「定期昇給の減額」及び「期末手当の減額」を直ちにやめること。
2. 「定期昇給の減額」がある場合、発令時に減俸理由の全てを本人に明らかにすること。
3. 「期末手当の減額」がある場合、明細書を渡すときに減額理由の全てを本人に明らかにすること。
4. 減額が適用された社員より苦情処理申請が行われた場合、労働審判の場で、審判員より指摘のあった減額理由の全てを本人に明らかにすること。
5. 苦情処理会議並びに業務委員会の委員については、基本協約に則り原則通りに指定すること。
6. 欠勤がない場合、現行の等級経過年数による定期昇給額を見直し、毎年の基準昇給額を最低「1, 200円」とし、基準乗数は「4」とすること。

7. 業務委員会については、「申し入れ」提出後速やかに開催すること。また「申し入れ」については事前審理における一方的な業務委員会の開催拒否をやめ、全ての「申し入れ」について開催すること。
8. 地方・中央労働委員会、各裁判所が会社の「不当労働行為」を認定する救済命令等が数多く出されている。この第三者機関による命令等に対する貴関西支社の見解を明らかにすること。また命令等を真摯に受け止め一切の不当労働行為をやめ、JR東海労働敵視の会社姿勢・労務政策を改めること。
9. 安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。事故や故障が発生した場合、組合に速やかに概要や状況についての情報等を明らかにし、安全の確立に向けての労使協議を行うこと。
10. 会社による添乗時における些細な事柄に対する「注意」「指導」は常軌を逸脱しており、安全上問題である。直ちにやめること。
11. 厚生労働省がまとめた「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告について」等に基づき、職場で横行している人権を無視した管理者による「パワーハラスメント」行為を直ちにやめること。
12. 「時系列等報告書」の提出強要を直ちにやめること。
13. 「主任レポート」の提出強要を直ちにやめること。
14. 事故や些細なミスに対する見せしめ的な「日勤」「長期乗務停止」をやめること。
15. 懲罰的な「日勤」「フォロー試験」を中止すること。
16. 「休日出勤」を早期に解消すること。また本人の承諾のない一方的な「休日出勤」指定をやめること。
17. 「休日予定」の発表は、全ての職種において前月の「10日」に行うこと。もしくは「休日予定」の発表を年ないし年度単位で行うこと。
18. 乗務員・駅員等の夏期制服を清涼感ある「半袖」「開襟・ノーネクタイ」とすること。また猛暑対策は会社施策の一律・一方的な押しつけではなく、現業社員の声を反映させた対策とすること。
19. 65歳定年制とすること。

20. 「専任V」を撤回すること。

21. 責任と賃金が見合わない、車両所における下位職からの上位職充当は直ちにやめること。

22. 各職場における年給抑制を解消するため要員を増やすこと。

23. 全ての職種において「暦日」及び「半日」単位の年休取得を認めること。

以上